

「都市型災害」と報道の役割

毎日新聞生活家庭部副部長・湯永秀一郎

【日本の現状】

- ・ 国土の1割に過ぎない洪水氾濫域（洪水時の河川水位より地盤の低い地域）に、人口の半分、資産の4分の3が集中している＝水害に対して脆弱な国土環境
- ・ 温帯モンスーン気候で元々、多雨であるうえ、地球温暖化の影響などで近年、豪雨が多発。過去10年間に、日本全国の約3割の市町村で水害が発生している。（大阪・淀川流域に2日間で500^{mm}の雨が降れば、浸水想定戸数56万戸、被災人口140万人）
- ・ 地下街面積は全国で約100万^m²、うち三大都市圏が89万^m²。地下鉄の営業距離は計約700km、うち三大都市圏が約600km。地階がある建物は東京だけで約60万棟。
- ・ 急速な市街化で地表がコンクリートに覆われるなど、雨が地中に浸透しにくくなり、短時間に大量の洪水が河川に流入。（例：横浜・鶴見川流域はこの40年で、市街化率10%から90%に）

【福岡大水害の概要】

- ・ 1999年6月29日午前8～9時の1時間で、福岡市に77^{mm}の豪雨（福岡管区气象台観測史上、6月の1時間雨量最高記録）。午前9時32分の満潮と重なったこともあり、市街地を流れる御笠川などが各地で氾濫、床上・床下浸水約3400戸。
- ・ 低地帯の博多駅周辺は御笠川の濁流が押し寄せ、地下街やビルの地下に流入。駅ビル地下街は腰の高さまで浸かり、商品はほぼ全滅。ビル地下の飲食店では開店準備中の店員女性（52）が濁流にのまれて脱出できず、水死（ビル水没で全国初の死者）。
- ・ 九州最大の繁華街、天神地区も側溝や下水道で排水を受け止めきれず、川のようになった道路から地下街に雨水が流入。デパートも含めて営業停止。
- ・ 地下鉄やJRも駅の浸水で全面停止。道路も各地で冠水し、立体交差の下側では車が水没。空港も配電設備の水没で停止（電線地中化の影響）。
- ・ 電話も一時不通。119番通報が殺到し、消防局も対応不能に。
- ・ 100年に一度の豪雨。「廃水処理能力を上げると費用が膨大になり、どこまで備えるかは費用対効果の問題」と市幹部（対策は「50年に一度」規模。が、豪雨は増加傾向）。
- ・ 内閣危機管理室や国交省などが相次いで現地視察。地下街対策を策定へ。

（参考1）1982年7月23日、長崎県中南部で総雨量572mmの降雨を記録（国内観測史上最大の1時間雨量187mm）。土石流や山崩れなどが各地で多発し、国道の寸断で長崎市は孤立。死者・行方不明299人、住家被害3万9755戸。

（参考2）1993年8月6日、鹿児島市の1日雨量は259mm。中心部を流れる甲突川からあふれた水で流域の約1万2000戸が浸水。市北部では約4kmの区間内に22カ所の土石流が発生し、国道10号では約1200台の車が孤立。日豊本線・竜ヶ水駅で立ち往生した旅客列車が土石流に巻き込まれて大破。住民と、列車の乗客や車の運転者を含めた約2500人は海上から救出された。鹿児島市内を中心として死者・行方不明49人。

【報道の役割】

① 警鐘

- ・ 対地元では、前線や台風の接近などを知らせ、避難や防備の準備を促す＝電波メディアの役割大
- ・ 対全国では、被害の実相を伝えることで、「あなたは大丈夫？」を考えてもらう。また、国や各地の自治体に対策の重要性を認識させる。

② 検証＝事後報道の重要性

- ・ 残念ながら天災は防げない。が、被害は対策によって軽減できる。では、対策は十分だったのか。行政が想定していない事象はなかったのか。新たに分かった未防備被害は、などを市民の目線で検証する
- ・ 福岡大水害では発生翌日に「取材前線」＝市の対策本部設置が1日遅れ、電話不通の原因、排水ポンプの容量不足、地下街の避難訓練未実施など▽1週間後は市民生活の後遺症を中心に、地下街や地下店舗の防水対策の不備＝対策ゼロが57%、排水ポンプ未設置が81%、止水板なしは87%▽1年後は「その後の対策は進んだのか」＝死者が出たビルは止水板設置、市役所の反省（出勤態勢など）、地下街の危機感アンケート（水防対策が1割で、未だ不十分）など。
- ・ 2003年7月19日、福岡市は再び豪雨被害で地下街浸水。対策間に合わず、ポンプ場1カ所増設に7年かかるため、排水能力は当時のまま。止水板も未設置のところが少なく、教訓は生かされなかった。「人災」の側面も。
- ・ このとき、各紙は一斉に再度、検証報道。発生翌日の見出しは「人災か」「4年前の教訓生かせず」「募る不信」など、護岸工事の遅れや工事の不十分さ、ビル所有者らの対策の甘さなどを指摘。毎日の栗田亨記者は記者の目で「市民の側にも自衛策必要」と、住民の「のど元過ぎれば……」にも警鐘を鳴らした。

【結果】

- ・ 水防法改訂＝01年改訂で市町村の防水計画に洪水予報の伝達方法明記を規定。05年改訂では地下街の所有・管理者にも避難確保計画の策定を義務づけた。
- ・ 特定河川浸水被害対策法制定＝03年、これまで河川法や下水道法などでバラバラだった都市部の水防対策を一本化。国・自治体に計画策定を義務づけ、雨水貯留・浸透施設の整備や下水道の排水能力強化、ハザードマップの策定、止水板の常備などを要請。
- ・ 福岡市では水害を教訓にした地下街避難訓練を毎年実施。しかし、他都市では依然として対策は不十分。

